

規制の見直し事項

③ LEDランプの雑音見直しについて

2021年3月
経済産業省
産業保安グループ[°] 製品安全課

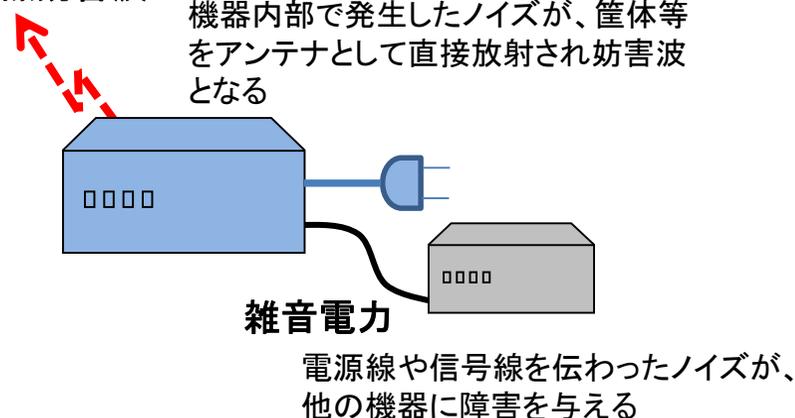
LEDランプの雑音強さの見直し [電気用品安全法]

- 電気用品の電波雑音の許容値を定める技術基準解釈通達のうち、別表第10には、照明器具について放射電磁妨害波に関する規定が無いため、LEDランプが発する電波雑音に起因する通信障害対策が十分とれないおそれがある。
- このため、今後、国際規格であるCISPRに準拠するための見直し・改正を行う。

見直し・改正の背景

- 電気用品の電波雑音の強さの許容値については、技術基準解釈通達において、従来基準として別表第10を、また国際規格に準拠した基準として別表第12を採用しているところ。
- このうち、別表第10に規定する許容値は、昭和62年5月に電気用品調査委員会が取りまとめた「電気用品の電波雑音測定方法」に関する中間報告書において、採用されたものが多く、それらの内容は当時の電波技術審議会答申やCISPR規格に準拠したものであるものの、その後の新しい製品や技術発展への対応は十分ではない。
- 例えば、照明器具については、別表第10の許容値には、雑音電力に関する規定はあるものの、放射電磁妨害波に関する規定が無いため、照明器具のLEDランプが発する電波雑音に起因する通信障害対策が十分とれないおそれがある。

放射電磁妨害波



- このため、別表第10における許容値等を、別表第12で採用する対応国際規格であるCISPRの許容値に置き換えることを主とする見直し・改正を行う。

スケジュール (案)

電気用品調査委員会における審議の後、パブリックコメント等の所定の手続きを経て、電安法技術基準省令解釈通達を2021年度中を目途に改正する。